

## 第5章 計画の推進

温暖化対策を着実に進めていくためには、県民、事業者、各種団体、行政等の各主体がそれぞれの立場で責任と役割を果たしながら、連携・協働による取組を進めていくことが必要です。

本章では、これまで示してきた対策や施策を、効果的かつ効率的に推進するため、各主体の役割、推進体制及び計画の進行管理等について示します。

### 第1節 各主体の役割

#### 1 県

- 地球温暖化対策を総合的かつ計画的に推進するため、地球温暖化対策に関する計画を策定し、施策を実施します。
- 地球温暖化対策の実施に当たっては、県民、事業者、各種団体、広島県地球温暖化防止活動推進センター、市町と連携・協働して取り組みます。
- 市町による地球温暖化対策を促進するための技術的な助言その他の必要な支援・協力を行います。
- 県自らが事業者・消費者として、その事務事業において率先的に省エネルギー・省資源の取組を推進し、県が排出する温室効果ガスの削減に努めます。
- 広島県地球温暖化防止活動推進センター、広島県地球温暖化防止活動推進員等と連携して、県民、事業者、地域活動団体等に対する、情報提供、普及啓発、活動支援等を行います。

#### 2 市町

- 住民に最も身近な基礎自治体として、地域における自然的・社会的特性を踏まえた施策を推進することが期待されます。
- 住民等への普及啓発に取り組むとともに、地球温暖化対策推進法に基づく地方公共団体実行計画の策定・推進などを通じて、自らの事務事業における率先的取組を推進します。

#### 3 県民

- 地球温暖化問題への理解を深め、環境家計簿をつけるなど二酸化炭素の排出量の把握に努め、日常生活におけるエネルギー利用方法の見直しや公共交通機関の利用などを通して、温室効果ガスの排出抑制の取組を自主的かつ積極的に進めるよう努めます。
- 物品やサービスの購入に際しては、県内産品や環境配慮型商品を選択するよう努め、省エネ・新エネ関連機器の購入、環境にやさしい製品やサービスの選択などを通じて、環境に配慮した消費生活を実践します。
- 環境学習や環境保全活動への参加などを通じて、地域における地球温暖化防止活動への積極的な参加・協働に努めます。

#### 4 事業者

- 事業活動に伴う二酸化炭素の排出量の把握に努め、省資源や省エネルギー、再生可能エネルギーの利用などを通じて、事業活動に伴う温室効果ガスの排出抑制の措置を計画的かつ積極的に講ずるよう努めます。
- 自動車の使用に伴う環境への負荷の低減を図るため、自動車の効率的な使用や低公害車等の導入を計画的に進めます。
- 新エネルギー等環境配慮技術の研究開発を推進し、活用します。
- 環境負荷の少ない製品・サービスの提供に努めます。
- 県産品や環境配慮物品の選択的購入に努めます。

#### 5 環境保全活動団体

- 環境保全に資する活動を自主的に行うとともに、それぞれが有する豊富な知識や経験等を基に、環境保全活動の実践の環を広げ、各主体をつなぐ役割を担うことが期待されます。

#### 6 広島県地球温暖化防止活動推進員

- 地球温暖化の現状及び地球温暖化対策の重要性について、住民の理解を深めます。
- 県民に対し、必要に応じて日常生活に関する温室効果ガスの排出の抑制等のための措置について調査し、指導及び助言を行います。
- 地球温暖化対策の推進を図るための活動を行う県民や団体に対し、協力をします。

#### 7 広島県地球温暖化防止活動推進センター

- 地球温暖化の現状及び地球温暖化対策の重要性について啓発活動及び広報活動を行います。
- 地球温暖化対策地域協議会に対して必要な支援を実施します。
- 地球温暖化防止活動推進員の養成、フォローアップを実施し、連携づくりを行います。
- 家庭におけるエネルギー使用量等の調査活動や結果の公開、省エネ活動の普及、メニューの研究などを実施します。

#### 8 地球温暖化対策地域協議会

- 日常生活に関する温室効果ガスの排出量の抑制等に関し、必要となるべき措置について協議し、活動することが期待されます。

## 9 広島県気候変動適応センター（仮称）

- 広島県における気候変動適応を推進するため、気候変動影響及び気候変動適応に関する情報の収集、整理、分析、提供や技術的助言を行います。
- 国立研究開発法人国立環境研究所との間で、収集した情報と、これを整理、分析した結果の共有を図ります。

【気候変動適応センターの役割イメージ】



(出典：国立環境研究所パンフレット)

## 第2節 計画の推進体制と進行管理

### 1 推進体制

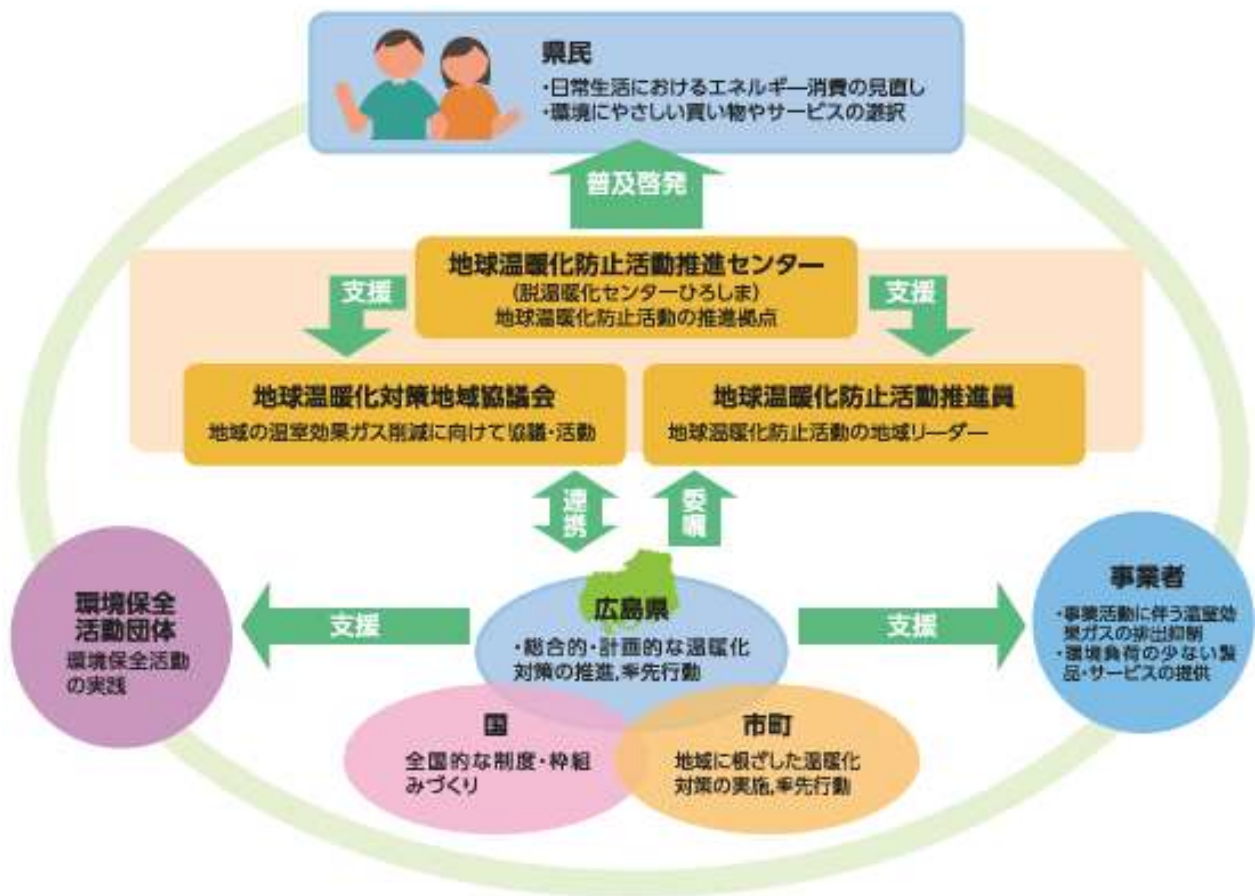
県民，事業者，地域団体等の各主体と連携・協働して，本計画を推進します。

広島県地球温暖化防止活動推進センターは，民生部門を中心とする活動拠点として，産業部門，運輸部門とも連携しながら，県民，事業者，市町等に対する普及啓発や助言等の温暖化防止活動の支援を行います。

県が委嘱する広島県地球温暖化防止活動推進員は，地域における地球温暖化防止活動のリーダーとして，県民への情報提供，普及啓発や指導助言を行います。

脱温暖化センターひろしま，温暖化防止活動推進員などによる普及啓発や実践活動を通じて，地球環境問題の理解を促し，県民一人ひとりの温暖化防止の取組を促進します。

図表 5-1 推進体制のイメージ



## 2 庁内の推進体制

課題に応じて、庁内関係課で構成する地球環境対策推進会議を開催し、関係部局相互の連携や施策の調整を図り、地球温暖化対策に関する施策を総合的、計画的に推進します。

## 3 計画の進行管理

「広島県環境基本計画」の「ネット・ゼロカーボン社会の実現に向けた地球温暖化対策の推進」の個別計画として、施策を推進していきます。

目指す姿を実現していくため、P D C Aサイクルに沿ってマネジメントを行います。

施策・事業の実施状況は、毎年度把握し、環境白書を活用して、県民に公表します。

また、社会情勢の変化や新たな国の動向など、必要が生じた場合には、計画の見直しを行います。